平成２３年（フ）第２１号
京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下25番地46　カルム32―306号室
債務者　玉山企画こと玉山博司こと　張　　博司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
京都府亀岡市畑野町広野烏帽子岩３―193、住民票上の住所京都市伏見区羽束師鴨川町346番地19
債務者　安本　光孝
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目20番６号
債務者　山本　善勇
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
大阪府高石市東羽衣３丁目18番７号
債務者　中澤　　勝
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
堺市南区槇塚台１丁10番９―206号
債務者　松下　住子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
大阪府富田林市加太３丁目２番20号　103
債務者　国本祐甲こと　李　　幸雄
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
広島県世羅郡世羅町大字小国4465番地３、前住所愛知県みよし市園原１丁目10番地11　ＷＥＳＴ　ＶＩＬＬＥＧＥ102号
債務者　龍王　尚史
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目６番25号　恵コーポ105号
債務者　立元　孝行
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目46番３号　ラベンダーハイツ102号
債務者　村田　祥一
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市甲突町14番20号　マーベリーハイツ401号
債務者　水本　岩門
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
盛岡市神明町10番30―103号
債務者　米田　教子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６４号
山形県米沢市花沢町１丁目９番84号
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４０号
山形県鶴岡市大東町21番１号
債務者　丸山　　学
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２２２号
石川県白山市日向町ホ38番地８、従前の住所福井県敦賀市古田刈３号12番地の12（岡山町１丁目）
債務者　藤尾　俊治
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３４号
金沢市涌波２丁目４番36号
債務者　佐野　浩美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４１号
石川県石川郡野々市町矢作２丁目70番地シャルマンピエースＡ棟201号、従前の住所金沢市馬替３丁目226番地、従前々の住所岐阜県高山市岡本町２丁目231番地
債務者　森　　則人（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
石川県かほく市内高松ヤ36　石川県立高松病院北２病棟、住民票上の住所石川県羽咋市兵庫町ト15番地　ハイツ幸Ｂ号、従前の住所石川県羽咋市松ケ下町砂田３番地１
債務者　野田　祥子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
金沢地方裁判所